

計画作成年度	令和8年度
計画主体	兵庫県丹波市

# 丹波市鳥獣被害防止計画

(令和8年3月31日)

## <連絡先>

担当部署名 丹波市産業経済部農林課  
所在地 兵庫県丹波市春日町黒井811  
電話番号 0795-88-5029  
FAX番号 0795-74-1055  
メールアドレス [nourin@city.tamba.lg.jp](mailto:nourin@city.tamba.lg.jp)

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ（以下、「シカ」という）、アライグマ、ヌートリア、カラス、カワウ、ニホンザル（以下、「サル」という）、イタチ、テン、ハクビシン、タヌキ、アナグマ、ツキノワグマ（以下、「クマ」という）、キツネ、ノウサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	丹波市全域

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和6年時点）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、豆類、果樹、野菜他	634万円 6.17ha
シカ	水稲、豆類、果樹、野菜他	1,236万円 13.18ha
アライグマ	水稲、豆類、果樹、野菜他	139万円 1.66ha
ヌートリア	水稲、豆類、果樹、野菜他	38万円 0.29ha
カラス	水稲、豆類、果樹、野菜他	148万円 2.04ha
カワウ	水産資源	-
サル	豆類、果樹、野菜、いも類	18万円 0.15ha
イタチ	家屋被害、果樹	63万円 1.1ha
テン	家屋被害、果樹	
ハクビシン	家屋被害、果樹	
タヌキ	家屋被害、野菜他	
アナグマ	家屋被害、野菜他	
クマ	精神被害、果樹	
キツネ	精神被害	- 12件
ノウサギ	苗木被害、精神被害	- 3件
計	-	2,305万円 24.83ha

【農会長アンケート調査から】

### (2) 被害の傾向

シカ、イノシシについては、従来から駆除活動を行っているものの、依然市内全域で被害が多数発生している。自治会や農会が中心となり防止柵の設置を進めているが、近年の異常気象の影響もあり、倒木被害や道路・水路といった侵入防止が難しい場所への対策、高齢化による維持管理が課題となってきた。防止柵が未設置の地域もあり、シカ、イノシシ等の出没による被害をはじめとした、隣接する地域への出没により被害を及ぼしている事態が見受けられる。丹波市内における年間のシカ・イノシシ捕獲頭数はここ数年増加しているが、農作物への被害はシカ、イノシシともに水稲や豆類を中心に被害が多発しており、特に5月～6月の田植え後、8月の出穂時の食害が発生している。

アライグマについても、概ね変化がない状況であり、被害状況としては、果樹、スイートコーン等の甘味食物への被害が深刻な状況であり、5月のイチゴ、7月のスイートコーン、9月のブドウなどを中心に食害が発生している。

ヌートリアについては、加古川水系、由良川水系それぞれで生息しており、野菜への食害が発生している他、巣穴による田の畔やため池、河川の堤防の強度が低下するなどの被害が懸念される。

カラスについては、特に氷上、春日地域で増加傾向にあり、野菜への食害に加え、糞害等の生活被害が発生している。

カワウについては、加古川水系、由良川水系それぞれで水産資源に被害が出ている。

サルについては、近年、丹波篠山市に生息する群れの2群が丹波市春日町まで移動範囲を広げている状況であり、また、丹波市市島町においても福知山市に生息する群れと思われるサルの活動も活発であり、共に野菜、果物の食害が発生している。

イタチ、テンについては主に屋根裏等への侵入により、騒音・悪臭などの生活被害や家屋そのものへの被害が発生している。またブドウやイチゴのような果実類の食害も発生している。

ハクビシンについては、屋根裏等への侵入により、騒音・悪臭などの生活被害や家屋そのものへの被害が発生している。またブドウやイチゴのような果実類の食害も発生している。

タヌキ、アナグマについては、床下等への侵入による家屋被害や、野菜類への食害や掘り返しによる被害が発生している。

クマについては、柿・栗などの果樹への被害のほかに、集落付近の目撃・痕跡情報が寄せられており、周辺住民の生活被害・精神被害が発生している。

キツネについては、庭やベランダに置いている靴などを持ち出す被害が多発しており、住民の精神被害が発生している。

ノウサギについては、植林した苗木の食害や花壇の植物の食害などが発生しており、精神被害が発生している。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害金額	2,305万円	2,074万円
被害面積	24.83ha	22.34ha

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>シカ、イノシシ、鳥類、小動物については、市内の捕獲従事者へ銃器、箱わな、くくりわなでの捕獲活動を依頼。</li> <li>小動物については、市所有の箱わなを使用し市内の捕獲従事者による捕獲活動を実施。 (令和6年度時点での保有数) 小型箱わな 170基 大型箱わな 55基</li> <li>捕獲鳥獣の処理については、有害鳥獣捕獲による捕獲個体は、シカ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>銃器免許保有者の高齢化による減少。</li> <li>急傾斜、民家付近等の地理状況により駆除活動が出来ないところがある。</li> <li>シカ有効活用処理施設へ捕獲された全数を搬入し、処理が可能となったが、食肉率向上に向け、殺処分時対応や搬入方法等の検討が必要である。また、処分となる部位などの活用方法についての研究が必要である。</li> <li>クマの出没による果樹の被害や精神被害の発生頻度が高くなっている。</li> </ul>

	<p>有効活用処理施設へ搬入。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・クマ用捕獲ワナ（ドラム缶型）による有害捕獲を実施。</li> </ul>	
防止柵の設置等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落単位で市の補助制度を活用し、防止柵を設置</li> <li>・防止柵設置後の管理は、地元集落で対応</li> </ul> <p>○令和4年度実績 金属柵 3,027m 電気柵 29,538m</p> <p>○令和5年度実績 金属柵 3,650m 電気柵 27,576m</p> <p>○令和6年度実績 金属柵 7,376m 電気柵 10,236m</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の雑木林や竹林の除去による野生動物の潜み場を整備</li> </ul> <p>○令和6年度実績 1地区 3.7ha</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落によっては、市の補助制度では、施工費等の自己負担分の調整が付かず、また国庫補助においても、費用対効果の関係から対象とすることができない区域がある。</li> <li>・防止柵の設置を行なった集落においては、隣接集落が未設置のため、被害が減少しない地域や、地区内の河川や道路から侵入がある地域がある。</li> <li>・設置後の管理が行き届いていない地域がある。</li> <li>・市として、被害地域に対する獣害対策の知識向上のための普及啓発活動をさらに推進していく必要がある。</li> <li>・生息環境の管理により野生動物を寄せ付けない集落づくりを進めていく必要がある。</li> </ul>

#### （5）今後の取組方針

<p>被害防止対策協議会において、被害対策、捕獲計画等を年度当初に協議し、各委員の役割を明確にして、行政機関及び住民が一体となり年間を通じて被害対策等に取り組む。</p> <p>1. 被害状況の把握</p> <p>農家からの被害発生状況をもとに丹波農林振興事務所森林課、市、森林動物研究センター合同の集落診断等を実施し、獣害に強い集落づくりを進めていく。</p> <p>2. 侵入防止柵の設置</p> <p>補助事業を継続すると共に、より効果的な設置方法やルートについて、地域住民、森林動物研究センター等を協力し、実施していく。また、設置されている地域においては、定期的な見回りを行い、補修が必要な個所の早期に修繕を図ることで、被害の軽減に取り組む。</p> <p>3. 捕獲活動の実施</p> <p>市内の捕獲従事者による銃器及び箱わな、くくりわな等による捕獲活動の実施。</p> <p>追い払い活動等の実施状況、地理的条件などを踏まえ、地域住民、市内の捕獲従事者、県、市との協議の上、それぞれの被害現場に応じた対象鳥獣の捕獲を検討し、地域住民も捕獲に協力できる体制づくりを進める。</p> <p>4. 生息環境の管理</p> <p>緩衝帯整備（バッファゾーン）のための林縁部の森林整備や、集落内にある野生動物の潜み場となっている雑木林や竹林等の環境整備を行い、野生動物との住み分けを図る。</p> <p>5. その他</p> <p>広域で行動しているサルの個体群については、近隣市町と協力して群れの個体数の把握や生息状況調査を行うとともに、被害や捕獲等に関する情報を共有して、広域かつ一体的な被害対策に取り組む。</p> <p>クマの出没が確認される地域では、人身被害の発生防止の目的で不要果樹・誘因物除去に関する学習会を実施するように働きかける。また、適切な被害対策を講じた上で人身被害の</p>
---

危険がある場合は捕獲を実施する。

以上の取り組みにおいて、地域住民の意識改革や技術指導者の育成を図るとともに各関係機関と連携し、捕獲数、生息状況など様々なデータを活用し、被害の原因究明も並行して進めていき、その調査結果を公表することで地域住民が事前に被害対策に取り組むことができる環境づくりを推進する。

また、被害が深刻かつ自治会等で獣害対策に取り組まれている集落については、防止柵の点検や捕獲活動を集落一体となって取り組んでいく体制づくりを推進する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

現在、市においては、鳥獣被害対策実施隊を市職員で編成しているが、捕獲活動についてはその役割を市内の捕獲従事者が担うこととし、被害箇所に対応した捕獲活動を今後も継続し実施していく。捕獲活動の実施にあたっては、市内の捕獲従事者と連携し、被害地域に即座に対応できうる捕獲体制を継続実施する。

なお、市職員においては捕獲活動補助作業員として捕獲活動の補助的役割を担う。

被害の深刻な地域は、捕獲活動の実施と並行し、各関係機関から指導を受け、地域住民と一体となった捕獲以外の対策を検討し実施していく。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8～10年度	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、イタチ、テン、ハクビシン、タヌキ、アゲマ、クマ、キツネ、ノウサキ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・捕獲の担い手の確保・育成</li> <li>・箱ワナ及び捕獲効率向上に資する機材の導入</li> <li>・捕獲活動の経費支援</li> </ul>

#### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

##### 捕獲計画数等の設定の考え方

近年の捕獲実績及び生息状況などの各関係機関のデータを活用して捕獲計画数を設定する。特にシカについては、県が策定した特定鳥獣保護管理計画との整合を考慮し、シカの目撃効率に基づいて推定された丹波市における捕獲目標頭数1,890頭（一般狩猟を含む）を達成するために、近年の有害捕獲及び狩猟期捕獲の実績数を勘案し、有害捕獲計画数を設定する。また、管理計画の捕獲目標を達成するため、狩猟に関しては狩猟期捕獲拡大事業を活用して捕獲を推進する。

対象鳥獣	有害捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	100	100	100
シカ	500	500	500
アライグマ	200	200	200
ヌートリア	100	100	100
カラス	100	100	100
イタチ	100	100	100
テン	50	50	50
ハクビシン	50	50	50

タヌキ	100	100	100
アナグマ	100	100	100
クマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
キツネ	50	50	50
ノウサギ	50	50	50

<p><b>捕獲等の取組内容</b></p> <p>被害発生地域の代表（自治会長、農会長）から市への捕獲要望書の提出により、銃器、箱わな、くくりわな等を活用した捕獲を実施する。わなの設置は、市内の捕獲従事者に依頼し、運搬や捕獲時の連絡等は、行政及び住民が一体となり行う。実施時期及び場所については、基本的に狩猟期間を除く期間とするが、被害が多い地域を中心に捕獲活動を行う。</p> <p>また、有害捕獲期の捕獲頭数を増やすため、わなによる捕獲を重点的に実施していく。</p> <p>更に兵庫県立総合射撃場（三木市吉川町）における銃猟及びわな猟による捕獲従事者の担い手育成や捕獲技術の向上を進める。</p> <p>クマ・イノシシが人の日常生活圏に侵入、または侵入する恐れが大きい等、緊急銃猟の4条件が揃った場合は、緊急銃猟を実施する。</p>
--

<p><b>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</b></p> <p>遠方から対象鳥獣を仕留める必要があり、民家等から十分に距離が離れ、安全が確保できる場所において、必要に応じてライフル銃による捕獲を実施する。</p>
---

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	アナグマ、タヌキ、イタチ、テン、キツネ

4. 防止柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
シカ、イノシシ	金属柵 （野猪等被害防止柵設置事業） 延長 3,500m 高さ 180cm （鳥獣被害防止総合対策事業） 延長 2,200m 高さ 180cm	金属柵 （野猪等被害防止柵設置事業又は鳥獣被害防止総合対策事業） 延長 3,500m 高さ 180cm	金属柵 （野猪等被害防止柵設置事業又は鳥獣被害防止総合対策事業） 延長 3,500m 高さ 180cm
	電気柵 （野猪等被害防止柵設置事業） 延長 12,000m 段数 2～4段	電気柵 （野猪等被害防止柵設置事業） 延長 12,000m 段数 2～4段	電気柵 （野猪等被害防止柵設置事業） 延長 12,000m 段数 2～4段

(2) その他被害防止に関する取組

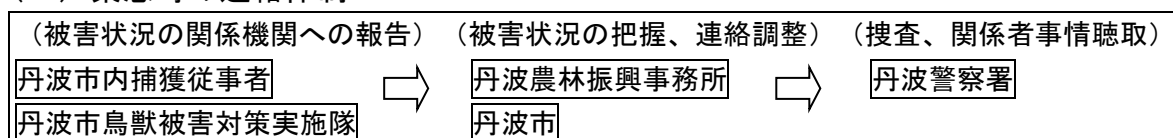
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カウ、イナチ、テン、ハクビシ、ヌキ、アナグマ、クマ、キツネ、ノウサギ	放任果樹の除去に向けた普及啓発 侵入防止柵の管理 獣害に強い集落づくりの推進 家屋侵入の経路遮断の指導 集落内の雑木林・竹林の整備による野生動物の潜み場の除去 林縁部の森林整備（バッファゾーン整備）
令和9年度	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カウ、イナチ、テン、ハクビシ、ヌキ、アナグマ、クマ、キツネ、ノウサギ	放任果樹の除去に向けた普及啓発 侵入防止柵の管理 獣害に強い集落づくりの推進 家屋侵入の経路遮断の指導 集落内の雑木林・竹林の整備による野生動物の潜み場の除去 林縁部の森林整備（バッファゾーン整備）
令和10年度	シカ、イノシシ、アライグマ、ヌートリア、カラス、カウ、イナチ、テン、ハクビシ、ヌキ、アナグマ、クマ、キツネ、ノウサギ	放任果樹の除去に向けた普及啓発 侵入防止柵の管理 獣害に強い集落づくりの推進 家屋侵入の経路遮断の指導 集落内の雑木林・竹林の整備による野生動物の潜み場の除去 林縁部の森林整備（バッファゾーン整備）
令和8～10年度	サル	広域的に移動するサル(地域個体群)に対して ・ICTを活用した広域的情報共有システムの運用 ・上記システムによる農家等への生息情報提供 ・有効な追い払い実施集落の増加による加害レベルの低減のため、被害集落（農家）による追い払い体制整備のための研修会開催

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
丹波農林振興事務所森林課	被害状況の把握、連絡調整
丹波市	被害状況の把握、連絡調整
丹波警察署	被害状況の捜査、関係者への事情聴取
丹波市鳥獣被害対策実施隊	被害状況の関係機関への報告
丹波市内捕獲従事者	被害状況の関係機関への報告

(2) 緊急時の連絡体制



## 6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

シカ有効活用処理施設に捕獲された個体を搬入し、食肉その他に加工して、丹波市の新たなブランドとして有効活用を推進していく。  
食肉率向上に向け、くくりわなの拡大や箱わなの増設によるわな捕獲の拡大及び搬入方法等を検討する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

市内の加工施設にて、食肉やペットフードへのシカ丸ごと一頭の有効活用を行う。

## 8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	丹波市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
丹波市内捕獲従事者	有害鳥獣捕獲活動（対象鳥獣）
丹波市農業委員会	普及啓発活動、農林業被害調査 ほか
株式会社丹波姫もみじ	シカ肉の有効活用
丹波市森林組合	林業被害調査、活動補助作業
丹波ひかみ森林組合	林業被害調査、活動補助作業
丹波ひかみ農業協同組合	農業被害調査、活動補助作業
丹波市	有害鳥獣捕獲活動補助作業 後継者育成、技術指導及び原因究明 情報提供、被害防止柵設置指導等

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県森林動物研究センター	情報提供、技術指導
丹波農業改良普及センター	情報提供、被害防止技術指導
丹波農林振興事務所森林課	情報提供、鳥獣捕獲活動、及び生息地管理の指導
丹波農林振興事務所農政振興課	情報提供、被害防止技術指導
篠山土地改良事務所	情報提供、被害防止柵設置指導

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成24年度に鳥獣被害対策実施隊を設置した。  
サル被害対策については、近隣市町の実施隊と連携して被害防除に取り組む。

### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

地域住民が主体となり被害対策に取り組めるよう研修会の開催支援を行い、野生動物の生態や生息状況等から被害防止に関わる知識や技術の提供を行う。必要に応じて、現地による被害対策等の指導や助言を行い、自治会や農家による被害対策が取り組める体制づくりのサポートを行う。

捕獲従事者と連絡調整を密にして、速やかな防御や捕獲を行うため、捕獲従事者の補助を行う職員を配置する。

また近隣市町で行動しているサルは、その対策として近隣市町が連携して対策が講じるこ

とができるように広域協議会に参加し、各市町の被害対策実施隊員が定期的に会合を開き、当該被害対策に係る情報等の共有を図る。

## 9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

丹波市森林整備計画において、市全域の森林を「鳥獣害防止森林区域」に設定し、防止柵や防護具による植林木の保護、及び罠による鳥獣捕獲といった方法により被害防止を図る。

令和3年度以降、県内において、野生イノシシでの豚熱陽性が確認されており、感染拡大や養豚場での豚熱発生が懸念されるため、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化にあたっては、捕獲者の靴底や車両の消毒等の防疫措置を実施しながら取り組んでいくと共に、野生イノシシのCSF感染確認区域では、イノシシ肉が自家消費に限られることや、決められた方法以外での区域外への持ち出しができないなどの取扱を徹底する。